

## 同性愛の包摂と排除をめぐるポリティクス：台湾の徴兵制を事例に 福永玄弥

### はじめに

1990年代以降、東アジア各国における性的少数者を取りまく社会状況は劇的な変化をみせている。なかでも「性的少数者の権利」という点で「台湾は他国と一線を画している」(*The New York Times*, October 29, 2014)。事実、台湾では、

オープンなゲイが兵役に就くことができる。教育部は同性愛にたいして寛容であることを奨励する教科書を採用している。近年では、職場での差別禁止を含むLGBT保護法案が通過した。さらにキリスト教の活動家や国民党政府の政治家から根強い反対に遭うものの、同性婚法案が立法院で審議されている。

台湾政府は1990年代以降「ジェンダー主流化」を国策として推進し、2000年代には立法をつうじてLGBTの人権保障を実現してきた。<sup>1</sup>たとえば、2004年に成立したジェンダー平等教育法(性別平等教育法)や2007年に改正されたジェンダー労働平等法(性別工作平等法)はジェンダー平等の実現を掲げて、教育や就労をめぐる「ジェンダー」や「性的指向」や「性自認」にもとづく性差別を禁止した。また、歴代総統の陳水扁(2000-2008)や馬英九(2008-2016)をはじめ、2016年に初の女性総統に就任した蔡英文も同性婚の法制化を支持するなど、2000年以降の政治エリートは政党の差異を問わず「LGBTフレンドリー」な態度を表明してきた(福永, 2015, 2016a, 近刊b)。かくして、台湾は「アジアのゲイにとって希望の灯火」であり、「性的少数者の権利」という点で「近隣諸国と比べてはるかにそのさきを行っている」というのである(*The New York Times*, October 29, 2014)。

本稿では、ニューヨーク・タイムズによる上記引用文のなかで台湾の「先進性」の根拠のひとつにあげられた兵役、すなわち徴兵制度に着目したい。1949年に導入された徴兵制は現在に至るまで実施され、中華民国の国籍を

有するすべての男性に兵役を義務づけている。ゲイ男性は同性愛が「性心理異常」であることを理由にながらく徴兵制から排除されていたが、国防部は1994年に方針の変更を宣言し、その結果、オープンなゲイ男性も異性愛男性と同様に兵役に就くことができるようになった。

よく知られるように、アメリカのゲイアクティヴィズムにとって「従軍する権利」は同性婚と並んで主要な要求のひとつであった。社会学者のシンディ・パットンによれば、ゲイアクティヴィズムはアメリカ市民への統合を目指して「従軍する権利」を主張してきた。「良き市民である」と主張することと、オープンなレズビアンやゲイの軍隊への参入を要求する運動は矛盾せず、むしろ前者の主張を実現する手段として後者が要求されたのである (Patton, 2002, p. 197)。1993年にはクリントン政権のもとで同性愛者の限定的な包摂がDADT (Don't Ask Don't Tell) として実現し、約20年後の2011年にはオバマ政権でDADTの廃止＝同性愛者の完全な包摂が達成され、これは長年に及ぶ社会運動の「成果」として評された (高内, 2015, p. 5)。<sup>2</sup> このようなアメリカの文脈を前提とするならば、台湾におけるゲイ男性の徴兵制への包摂も「性的少数者の権利」という点で台湾の「先進性」を担保する根拠のひとつとしてみなすことが可能である。

ところが、国防부가ゲイ男性の包摂を発表した1994年当時、台湾で「従軍する権利」を主張した当事者運動はみられなかった。ゲイ男性を主体とする社会運動は1990年代初頭に展開を始めたが、かれらは「従軍する権利」には一貫して無関心であったし、それどころか国防部の突然の方針転換に戸惑う姿勢を隠さなかった。それでは、当事者が躊躇さえみせた状況で、ゲイ男性の排除から包摂への政策転換はいかにして実現されたのだろうか。また、ゲイ男性はどのような意味で制度への包摂にたいする戸惑いを示したのか。

本稿は台湾の徴兵制を事例として、ゲイ男性を対象とする政策を包摂／排除の観点から検討する。とりわけ包摂／排除の境界線の変動に着目し、どのような背景が境界線の変動を可能にしたかを分析する。くわえて、これらの政策にたいする当事者の反応も検討することで、制度への包摂がマイノリティにとって意味するところを考察したい。

残念ながら、性的少数者の観点から台湾の徴兵制を調査対象とした先行研究

はほとんどない。<sup>3</sup> 本稿は政策を扱うことから政府の文書がおもな調査対象となるが、公開された資料もきわめて限定的である。このような研究手法上の限界を補うものとして、新聞メディアの言説分析とゲイ団体に所属する活動家へのインタビュー調査を採用した。調査対象とした中國時報および聯合報は、台湾最大手の新聞紙であるとともに1990年代には最大規模の読者人口を有するマスメディアであり、社会における支配的言説装置であると作業的に仮定した。1990年代当時はいずれも国民党寄りの媒体であったことが知られるが、本稿は国民党政権時代の政策を研究対象とするため、この点も調査の不利にはならないと考えた。なお、インタビュー調査の対象および方法は本論および脚注で適宜言及した。

## 1 徴兵制とメンバーシップ

本節では、台湾における徴兵制の歴史をふりかえるとともに兵役をめぐるメンバーシップの規定を確認しよう。

台湾政府が徴兵制を導入したのは1949年であり、それは中華人民共和国を仮想敵とした軍事的要請にもとづく政策であった。1912年に中国大陸で成立した中華民国は、1945年にアジア太平洋戦争が終結すると主要戦勝国として国際連合の設立メンバーとなり、台湾へ進駐した。ところが、国共内戦に勝利した共産党が1949年10月に中華人民共和国を建国すると、内戦に敗れた国民党は南京から台北へ首都機能を移転し、台湾島地域や金馬地区などを実効支配する国家として中華民国の再編成を図った。国民党政府は中華人民共和国を仮想敵とし、その軍事力に対抗する必要から同年12月に台湾全域で徴兵制を施行した。これが台湾における徴兵制度の始まりである。

1949年に導入された徴兵制は、中華民国の国籍を有する兵役適齢の男性に一定期間の兵役を義務づけた。兵役適齢の男性とは、満18歳を迎えた翌年の1月1日から満40歳の12月31日までの戸籍上の男性を指す。

兵役期間は時代によって異なるが、近年は短縮傾向にある。1949年から2001年までに徴兵の対象とされた者は24ヶ月、2001年から2003年までは22ヶ月、2006年から2007年までは14ヶ月、2008年から2012年までは12ヶ月、2013年以降は4ヶ月と定められている。2000年代なかば以降は国防関係

予算の削減が進み、政府は徴兵制の撤廃と志願制への移行を検討し、2018年には志願兵制度へ完全に移行するとされている。

台湾では兵役に就くことが男性の通過儀礼として位置づけられ、男性たちは日常の軍事訓練をとおして「立派な国民／男性」になることを期待されてきた。また企業も採用活動などで兵役経験の有無により男性をふり分け、このようにして徴兵制をつうじた「ジェンダー統治」の正当性が社会的に担保されてきた（高, 2006, p. 185）。

兵役法は兵役適齢のすべての男性に兵役義務を課し、対象者に兵籍調査と徴兵検査を義務づけている。そして徴兵検査の結果、「心身に障害または持病があり、服務基準に達しない者は兵役を免除する」と定めている（兵役法第4条）。ここでいう「服務基準」は1974年に制定された「体位区分基準」を指し、これが兵役のメンバーシップを定めた規則である。現行の「体位区分基準」は193の項目に分かれ、身長や体重の超過や過少、皮膚や頭部など身体の疾病、自閉症やうつ病などの精神障害を記載し、いずれかの項目に該当する者は「兵役基準に達しない」とみなされ、兵役が免除される。<sup>4</sup>

本論との関わりでいえば、「体位区分基準」第189項の「精神系統」における「性心理異常」が重要である。「性心理異常」はふたつの項目に分かれ、「性心理異常と診断が確定された者」、あるいは「性別適合手術を受けた者」は兵役が免除される。<sup>5</sup> そして前者の項目が同性愛の包摂／排除をめぐる議論と関係するのである。

## 2 排除から包摂へ

従来、同性愛は「性心理異常」にあたるとして、公立病院および軍病院の精神科医師によって同性愛と診断を受けた者は兵役が免除されていた。「体位区分基準」に「性心理異常」の項目が導入されたのは1990年だが、それ以前にも同性愛者や性別違和を持つ者は「性格異常」という項目を根拠に兵役を免除されていたことがわかっている（「役男女児心將改稱性別不安症」, 2014）。ところが1994年5月、国防부는同性愛が「性心理異常」ではなく「性的指向」であるとして、ゲイ男性を徴兵制に包摂する方針を次のように宣言した。



現行の兵役適齢男性の身体検査基準は、身体の部位や疾病の区分、器  
官体肢欠陥や運動能力の障害の程度、体位判定などの分類に区分され、  
規定は明確である。同性愛は個人の性的指向にもとづく行為であり、疾  
病ではなく、体位区分基準におけるいかなる病状にも当てはまらない。  
本部軍医局は同性愛者を変態心理とみなさず、兵役を免除すべき身体状  
態であると判断しない（立法院, 1994, pp. 37-38）。

これはゲイ男性の徴兵制への包摂を告げるとともに、政府による同性愛の脱  
病理化宣言でもあった。それでは、国防部はどのような経緯でこの宣言をおこ  
なったのだろうか。じつは国防部の宣言から遡ること3ヶ月前の2月1日、「人  
権派」の立法委員として知られる洪昭男が徴兵制におけるゲイ男性の排除を立  
法院で問題化していたのである。いわく、

兵役制度の公平性からみても、あるいは公民権の平等という観点から  
みても、すべての男性同性愛者に兵役免除の権利を一律に与えてはなら  
ない。

同性愛者は外見からそれとわかるいかなる特徴も持たない。同性愛者  
であるかどうかを判断する方法は心理測定と面談によるほかはなく、同  
性愛であると詐称することによって診断の正確さに影響をもたらすこと  
が容易に起こりうる。HIV感染者を兵役免除とするのは当然であるが、  
同性愛者や、ひいては両性愛者の兵役を免除すれば、同性愛と偽って兵  
役を逃れる可能性があり、結果として兵役制度の公平性に影響をもたら  
す恐れがある。

同性愛は疾病ではなく、ひとつの性的指向にすぎず、業務能力とは関  
係がない。国家の兵役制度は同性愛者にたいする差別的待遇をとっては  
ならない。同性愛者を兵役免除とする国防部の態度は過度に保守的であ  
る。表面上は同性愛者を尊重するようにみえたとしても、事実上の差別  
および排斥になっている。

国防部が軍における管理の便宜を理由として軍内部で医療衛生や性知  
識の教育の推進をおこなわないのは、兵役制度の公平性を犠牲にするも

のである。若干の修正を要求する（立法院, 1994, pp. 37-38）。

以下では、洪昭男の質疑を手がかりにして考察を進めよう。注目すべき論点は3つある。第一に、かれの質疑は同性愛が「疾病」ではないとする主張を含み、その承認を政府にたいして迫るものであった。同性愛は「疾病」ではなく「ひとつの性的指向」であり、それゆえ「国家の兵役制度は同性愛者にたいする差別的待遇をとってはならない」。つまり、ゲイ男性を排除する現行の施策は「事実上の差別および排斥」であるとして国防部を批判したのである。さらに洪昭男は、政治の自由化の過程で流行語となった「公民権」という用語をとりあげて、同性愛者にもそれが平等に与えられるべきであると述べた。ここからは台湾社会における同性愛の位置づけの変化を読みとることが可能であり、この点は次節でさらに掘り下げて検討しよう。

第二に、とはいうものの、洪昭男が「すべての男性同性愛者に兵役免除の権利を一律に与えてはならない」と留保を付けた点に注意する必要がある。洪昭男は、同性愛が「性的指向」であるとしながらも「男性同性愛者」を一律に処遇する施策には慎重な姿勢を示したのである。議論を先取りすると、この留保は「男性同性愛者」を一枚岩的なカテゴリーではなく、ジェンダー二元論にもとづいた「男役／女役」という下位カテゴリーでとらえる発想が「常識」として流通していたことと無関係ではなかった。ただし、国防部は5月の答弁で「男性同性愛者」を全面的に包摂する指針を掲げることになるのであり、国防部による「全面的包摂」と「男性同性愛者」をめぐる「常識」とのあいだに横たわる落差が、制度への包摂にたいする当事者のアンビバレンツな受容を喚起する一因となる。

最後に、洪昭男が「兵役制度の公平性」を執拗に強調した点も重要である。短い質疑のなかに「兵役制度の公平性」というレトリックが3度も重複してみられたことは看過すべきでない。とりわけ、現行の規定で兵役制度の「公平性」が損なわれるとする根拠を、「同性愛者は外見からそれとわかるいかなる特徴も持たない」点に求めていることは注目に値する。洪昭男は「同性愛者であるかどうかを判断する方法は心理測定と面談によるほかはなく」、それゆえ「同性愛であると詐称することによって診断の正確さに影響をもたらすことが

容易に起こりうる」と指摘したうえで、「同性愛と偽って兵役を逃れ」ることにたいする懸念を強調したのである。いうまでもなく、かれの懸念の対象として想定された主体は異性愛男性であった。であるならば、「兵役制度の公平性」や「兵役逃れ」というレトリックは、当時の文脈においてどのような意味を持っていたのだろうか。

以下では、同性愛の徴兵制への包摂を可能にした背景を検討する。まず、同性愛の脱病理化を指摘し（第3節）、次にアメリカの影響（第4節）および対中危機を背景とした安全保障意識の高まり（第5節）を検討する。最後に、徴兵制への包摂にたいするゲイ男性の反応をとりあげて（第6節）、本節で提起した論点に答えたい。

### 3 グローバル化する同性愛の脱／病理化

国防部が同性愛の脱病理化を宣言した1994年とは、日本では厚生省が「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」とする世界保健機関（WHO）の見解を踏襲した年でもあった。台湾と日本の両政府は同時期に同性愛が病理ではないと宣言しており、その背景には国際社会における同性愛の脱病理化の潮流があった。

同性愛の脱／病理化の歴史を簡潔に述べると、世界で広く用いられるアメリカ精神医学会の「DSM」（精神障害の診断と統計の手引き）およびWHOの「ICD」（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）において、同性愛は1950年前後に「性的逸脱」とされ、治療の対象となった。その後、当事者運動の台頭などをうけてアメリカ精神医学会は1973年に同性愛を精神障害として扱わないことを決議し、74年の「DSM-II」で同性愛の診断名を削除している。1980年の「DSM-III」では「自我異和的同性愛」という診断名が「みずからの性的指向で悩み、それを変えたいという持続的願望をもつ場合の診断名」として登場するが、90年の「DSM-IV」に至って同性愛にかんするあらゆる項目が精神疾患リストから削除された。他方、1990年に採択された「ICD第10版」では「同性愛」の代わりに「自我異和的性的定位」という分類名が用いられたが、「性的指向それじたいは障害と考えられるべきではない」とする注釈がつけられた。1993年に入るとWHOは「同性愛はいかなる意味でも治療の対象になら

ない」と宣言している。

台湾の精神医学も日本と同じく「DSM」の影響下にあった。精神医学会は同性愛の脱病理化にかんする統一見解を公表しなかったが、臨床医師は1990年代初頭には「DSM」を参照して同性愛を精神疾病とみなさなくなっていた（「開始視同性戀者為正常人」, 1994）。ただし、同性愛の脱病理化言説が社会に広まるのは1994年の徴兵制をめぐる議論をとおしてであった。たとえば、同年5月7日付の新聞は「DSM」を根拠に同性愛を「精神疾病ではない」とする「医学人」の記事を掲載して、いわく、

同性愛者の兵役問題が議論を呼び起こしている。[...] アメリカ精神医学会が出版する「精神障害の診断と統計マニュアル」（DSM、すべての精神科医師が病気の判断をするときに基準とする参考書）の第1版は同性愛を社会病質人格障害と定義したが、1980年の第3版以降はこのマニュアルの疾病病名から削除され、国内の医学界も同性愛を異常とみなさなくなった。医学界は同性愛を子どもを持つ親にも教育を推進し、同性愛の子どもには利き手が異なるだけのふつうの子どものように接し、悪魔や妖怪のようにみなしてはならないと伝えている（「開始視同性戀者為正常人」, 1994）。

文中、同性愛者を指して「悪魔や妖怪のようにみなしてはならない」とするレトリックがみられるが、1980年代まで新聞メディアは同性愛者をながらく「悪魔」や「妖怪」のような存在であると他者化して表象してきた歴史を持っていた。

台湾は同性間の性行為を取締りの対象とした刑法を持たなかったが、その事実は社会が同性愛にたいして寛容であったことを意味するものではない。むしろ、国民党政府が儒教規範を利用して「中国」ナショナリズムの強化を推進した1950年代から80年代にかけて、同性愛はおもに「異常犯罪」や「精神病理」との関連で語られていたことが明らかになっている。台湾の新聞メディアにおける「同性愛」言説を調査した先行研究によると、医療機関や警察機構に代表される政府機関によって「同性愛」は「精神病理」や「変態性欲」として

社会から排除され、あるいは「治療」をとおして「正常な異性愛」に矯正されることによってのみ社会への参入が認められるとされ、一貫して強烈なスティグマを付与されてきた（福永, 2015）。しかし、1994年の立法院での質疑を契機にゲイ男性の制度への包摂の是非を問う議論が盛りあがると、同性愛は「精神疾病」ではなく「性的指向」であるとする言説が広く流通したのである。

以上をまとめると、台湾は同性愛の脱／病理化の国際的な潮流の影響下にあり、徴兵制におけるゲイ男性の処遇を論じた当時の言説は同性愛が精神疾病ではないことを前提とした。そして、この前提は立法院における洪昭男の質疑や国防部の答弁にも共有されたのである。

#### 4 クリントン政権の誕生と「従軍する権利」の衝撃

同性愛の脱病理化言説が広まる1994年以前にも、じつは軍隊における同性愛の処遇が議論されたことがあった。1991年には聯合報がアメリカの動向を報じ、これが台湾の新聞メディアで軍隊における同性愛者の処遇を最初にとりあげた記事となった。同年2月1日付の聯合報は「同性愛者も兵士になりたい」と題した記事を掲載し、アメリカのゲイアクティヴィズムの歴史を「従軍する権利」という観点から紹介したのである（「同性戀者想當兵」, 1991）。

その後、1993年に入って、ふたたびアメリカの動向を報じた特集記事が相次いだ。ビル・クリントンが選挙戦の最中に軍隊における同性愛者の包摂を表明し、民主党政権が誕生した1993年1月には、聯合報や中國時報が立てつけにその動向を報じたのである。これらの記事も前述の1991年の言説と同様に、米軍における同性愛者の処遇を「従軍する権利」という観点から論じた。たとえば、2月9日付の中國時報は「クリントンが同性愛者の兵役禁止令の撤廃を要求」と題して、1頁全面を割いた特集を組んでいる（Figure 1 参照）。特集の冒頭は次のように始まる。

クリントンは大統領就任後、選挙時の公約を果たすべく行政命令をもって同性愛者の従軍を禁止した規定を取り消すべく行動を開始したが、軍隊や両党の国会議員から猛烈な反対に遭っている。[...] この件が同性愛者の当事者団体の力を成長させたことはまちがいない。クリン

トンは同性愛者の票を勝ち取り、かれらにたいする支援を約束したアメリカ初の大統領になったのである（「克林頓欲取消同性戀者兵役禁令其來有自」, 1993）。

特集内の「同性愛者VS. 兵役」と題した記事では、「従軍の権利」を主張して訴訟を起こしたアメリカ人ゲイ男性のインタビューが掲載されている。それによると、かれは「同性愛を理由にアメリカ海軍から解雇処分を言い渡されたことを違憲であるとして初審に勝訴した」人物であり、その写真には「米軍では同性愛者は身分を隠さなければならない」とする一文が加えられた。特集記事の最後は、アメリカのゲイアクティヴィズムの歴史や現状にも言及して同性愛が「人権問題」であることを強調している。

ただし、クリントン政権の誕生を契機に盛りあがりみせた一連の報道は、



Figure 1 「克林頓が同性愛者の兵役禁止令の撤廃を要求」  
（「克林頓欲取消同性戀者兵役禁令其來有自」, 1993）

いずれもアメリカの動向の紹介に終始した。すなわち、同性愛者の従軍をめぐる議論が国内の動向にまで広がりを見せるのは、1994年の立法院の質疑を待たなければならなかったのである。

その後、クリントン政権は1993年11月に同性愛者の限定的包摂であるDADTを制定し、94年2月28日に開始している。台湾の立法院で現行の排除政策を問題化した質疑が提出されるのもDADT開始と同月の1日であった。台湾の政治がとりわけ軍事や外交面で「宗主国」であるアメリカの動向に規定されたことを考慮すれば（鄭, 2014, p. 234）、国防部の方針転換がクリントン政権の政策の影響を受けたと想像するのは困難ではない。本稿の調査からはこの点を説明する一次資料を探しあてることができなかったが、米軍における同性愛の処遇に変化がみられるたびに、その動向は「従軍する権利」という観点から高い関心を持って台湾で報道されていたことが明らかになった。

## 5 対中危機意識の高揚とナショナルな要請

台湾の政治は、対中関係および対米関係による影響を強く受けてきた。本節では1994年の徴兵制の方針転換をナショナルな要請という観点から検討する。前述のとおり、台湾における徴兵制の導入は中華人民共和国を仮想敵とする政治上の要請を根拠としたが、1990年代中葉に対中関係はふたたび一触即発の危機を迎え、政府は軍事力の増強を加速度的に推進せざるをえなかった。徴兵制がゲイ男性を包摂した1994年とは、まさに対中危機意識が高揚をみせた時期だったのである。以下では、台湾の対中・対米関係をめぐる歴史を軍事面からふりかえりたい。

1949年に中華人民共和国が成立し、中華民国が南京から台北へ首都機能を移転してからも「ひとつの中国」をめぐる「内戦」状態が終わりを迎えることはなかった。中華人民共和国は「台湾解放」の旗印のもと中華民国の実効統治領域への侵攻を掲げ、1950年には実行に移すべく準備を進めた。他方、中華民国も「大陸反攻」を掲げて軍事力の強化に取り組んだ。

ところが、1950年6月に朝鮮戦争が勃発したことをうけて、トルーマン米大統領は台湾海峡の「中立化」を宣言する。中国も朝鮮戦争に参戦すると、米中の対立関係は決定的となり、台湾海峡は急速に冷戦構造に組み込まれた。中



華民国には米軍の経済援助が提供され、米軍顧問団が常駐を始めた。中国との本格的な戦争を望まないアメリカの影響下で中華民国の「大陸政策」も変更を余儀なくされ、「大陸反攻」の機会は失われてしまう。1960年代以降は両者の軍事衝突の危機は後景化し、「ひとつの中国」をめぐる攻防は外交領域へと舞台を移すのだが、台湾が90年代に民主化を進めると軍事衝突のリスクはふたたび表面化する。

1988年に総統に就任した李登輝は、政治の自由化を急速に推進した。ながらく掲げてきた「大陸反攻」の旗印を下ろし、中華人民共和国が中国大陸を執行支配する国民国家であることを中華民国の総統としてはじめて公式に承認した。同時に、国際社会にたいしては「中華民国台湾」をアピールし、台湾・澎湖・金門・馬祖を実効支配する国民国家としてその存在を主張した。かくして「ひとつの中国」をめぐる「内戦」状態は、中華民国側から一方的に終結宣言が布告されたのである。ところが、李登輝政権下で政治の自由化や民主化、さらには国民国家アイデンティティの再編成が進行する過程で「台湾独立」を主張する政治勢力が力を増すと、依然として「ひとつの中国」を掲げる中国は李登輝や台湾独立派にたいして強い反発姿勢を示し始めた。

このような状況で、1994年には中国の台湾への侵攻を予言した鄭浪平の小説『1995 閏 八月』がベストセラーを記録するなど、中国との軍事衝突の危機意識が急激な高揚をみせる（中川, 1998）。<sup>6</sup> 小説の予言を裏づけるように、1995年7月から第3次台湾海峡危機が勃発している。1996年3月に台湾史上初となる総統・副総統の直接選挙が実施されると、中国は台湾近海にミサイルを乱発し、クリントン米大統領は台湾近海に空母を派遣するなど、台中関係は一触即発の危機に晒された。

対中危機意識の高揚と政治的に緊迫した状況下で、1990年代をとおして台湾の軍事費は膨張をみせた。実際、1996年の通常兵器の購入額は32億340万ドルにのぼり、第2位の中国（19億5,700万ドル）を大きく引き離して世界第1位を記録している（中川, 1998, p. 28）。政府はその後も最新鋭の兵器や軍用機、軍用船などの装備をつづけ、2005年度の国防関係予算は国家予算全体の約15%に相当する2,453億台湾ドル（約7,400億円）にのぼった。

国防部がゲイ男性の徴兵制への包摂を発表した1994年とは、台湾にとって

対中危機意識が急激な高まりをみせ、軍事力の拡張が喫緊の政治課題とされた時期であった。台湾の政治は中国と一触即発の危機的状況に置かれたという意味において「例外状態」にあり、防衛意識の高揚とナショナルな軍事的要請が徴兵制の方針に影響を与えたと想像するのは困難ではない。事実、これを裏づける根拠は次節の「兵役逃れ」をめぐる議論からも読みとることができる。

## 6 「権利」と「義務」をめぐるダブルバインド

本節では、立法院の質疑を契機に盛りあがりをもせた一連の議論のゆくえと、当事者であるゲイ男性の受容を検討しよう。まず、ゲイ男性を主体とする社会運動の展開から論述を始めたい。

1987年の戒厳令の解除と政治の自由化をうけて、90年代の台湾では女性運動をはじめとする多様な社会運動が爆発的に展開した。ゲイやレズビアンを主体とする運動も例外ではなく、かれらは抗議運動をとおして性的少数者にたいする社会的差別を問題化した。ところが、徴兵制からの排除にかんしてはゲイの活動家でさえほとんど関心を示さなかった。実際、1993年には立法院で人権公聴会が開催され、複数のレズビアンやゲイ団体が参加して同性愛者の人権保障を訴える声明を公表しているが、同性パートナーシップの保障や教育・就労をめぐる人権保護などが主張される一方、「従軍する権利」は最後まで言及されなかった。活動家たちは「従軍する権利」には無関心を貫き、徴兵制を焦点化するときには「従軍する権利」ではなく「兵役逃れ」を主張していたことが明らかになった。

1994年当時、徴兵制による同性愛の処遇をパブリックに問うた稀有な活動家がいた。祁家威である。かれは同性愛を「性心理異常」とした国防部の方針を逆手にとり、兵役免除資格を取得するための当事者支援活動に取り組んだ。その活動は新聞メディアでも注目され、ゲイ男性の包摂の是非を問う議論に一石を投じた。1994年2月1日の記事で、祁家威の活動は次のように紹介されている。

クリントン大統領が2年前の選挙期間中、「同性愛者を兵隊に就かせる」と言及したことが話題を集めた。台北市兵役所の官員いわく、昨年

頃から国内の同性愛者が行動を開始し、兵役適齢の男性が公立病院の発行する「同性愛」証明書を持参するようになった。かれらの目的はアメリカと違って兵役の免除資格を取得することであった。

この官員がいうには「[...] 兵役適齢の男性による同性愛者を偽った兵役逃れもみられるから、予防措置を取らなければならない。」[...]

エイズ予防のボランティア活動に取り組む祁家威は指摘する。一昨年未から現在までに、約60名の同性愛者の兵役免除の申請に協力した。その同性愛者たちはすべて女役（同性愛者における女性の役割を持つ者：男性の役割を持つ者は男役という）であった。祁家威いわく、すべての同性愛者が兵役に就かない権利を主張する必要はなく、男役は兵役に就いてもいい。ただし、女役は軍隊のなかで性暴力に遭う可能性があり、軍隊にも悪影響を及ぼしうることから兵役には適さないという（「非關特權？同性戀者可不當兵」, 1994）。

この記事からも、クリントン政権によるゲイ男性の包摂が台湾で高い関心を持って受けとめられたことがわかる。また、同性愛を偽った異性愛男性による兵役逃れへの懸念も言及され、「予防措置」の必要性が表明されていた。しかし本節において重要なのは、台湾のゲイ男性が「アメリカと違って」兵役免除の資格を取得するために「行動を起こした」という点である。

祁家威の発言によれば、「男役」のゲイ男性は兵役に「就いてもいい」が、「女役」は「適さない」という。前述のとおり、ゲイ男性を「男役／女役」というジェンダー二分法によってふりわけると発想がここでもみられた。ほかに同年5月7日付の記事でも、「女役」のゲイ男性の兵役免除要求をとりあげて「もっともよいのは軍隊が [...] 弾力的に対応をすることである」として、徴兵制の包摂範囲の限定を示唆する「医師の話」が掲載されている（「零號不必服兵役？」, 1994）。

「男役は兵役に就いてもいい」としながらも、祁家威の活動じたいは徴兵制への包摂（従軍する権利）を主張するのではなく、「女役」の徴兵制からの排除（兵役逃れ）を志向した。ゲイ男性が「兵役逃れ」を求める傾向にあったことを裏づけるように、ある活動家は「兵役期間は2年間と長かったし、軍隊で

はいじめや暴力行為も横行していたから、兵役に就きたいと考えるひとのほう  
がめずらしい社会状況だった」と当時をふりかえっている。<sup>7</sup> また、1993年  
当時の兵役を論じたゲイ男性による稀少なエッセイも、兵役に就きたくないが  
ゆえに徴兵検査でゲイであることをあえてカミングアウトして除隊された経験  
を告白している（林, 2002）。

それでは、ゲイ男性による「兵役逃れ」の心理はどのような背景に起因した  
のだろうか。第一に、台湾が権威主義社会から民主社会へ向かう進歩的な雰囲気  
のなかで、徴兵制は国民党政府の独裁政治体制と直結する旧時代のイメージ  
を喚起し、積極的に参与するよりはそこから逃れるほうが民主主義的であると  
いった社会風潮があった点を指摘することができる（Patton, 2002）。

第二に、1990年代には「良心的兵役拒否」にあたる「代替役」<sup>8</sup> と呼ばれる  
制度はなく、兵役期間も24ヶ月と長く、自由を希求する若者にとって兵役  
を厭う心理は不自然ではなかった。

第三に、軍隊が「マッチョな組織」の代表例であると考えられていた点も重  
要である。ある記事は「兵役逃れ」を主張するゲイ男性の声をとりあげた「医  
学人」の見解を紹介し、「軍の文化がなぜ多くの男性に兵役をこれほど耐えが  
たいものと感じさせ、兵役逃れの方法を模索させているか、これじたいが考え  
なければならない問題である」として軍隊の「マッチョな組織」のありようを  
批判している（「開始視同性戀者為正常人」, 1994）。以上は異性愛男性にもあ  
てはまる心理であり、であるがゆえに異性愛男性による「同性愛」を偽った  
「兵役逃れ」が社会問題化したのである。

最後に、ゲイ男性であれば、「性的指向を理由に軍隊でいじめに遭ったり、  
情緒が不安定になったり」することへの懸念も大きかった（「我們怕二度傷害  
不怕當兵」, 1994）。ある記事は「同性愛者のなかには後天的に形成された者も  
あり、ハードな軍隊のなかで共同生活を送ることで男らしさが生まれ、同性愛  
の傾向が矯正されるケースも少なくないだろう」とする政府関係者の（同性愛  
嫌悪的な）発言を掲載しており（「同性戀者免役不公平」, 1994）、かくのごと  
く「ハードな軍隊」のありようは頻繁に指摘されていた。祁家威は、こうした  
状況を背景として徴兵制への包摂を主張する方向ではなく、同性愛を「性心理  
異常」とするスティグマを逆手にとって異性愛男性に課された「義務」を免除

するという「兵役逃れ」支援の活動に取り組んだのである。

しかしながら、1980年代まで同性愛を「変態心理」や「精神疾病」とみなして社会から排除してきた政府関係者や医療専門家は、94年には手のひらを返すかのように「同性愛は疾病ではない」として、異性愛男性と等しくゲイ男性も兵役の義務を担うべきであるとする主張を展開し始めた。ある政府関係者は「同性愛」が異性愛男性にとって「兵役を逃れるための方便にならないか心配である」とする懸念を表明したうえで、同性愛を理由とする兵役免除をゲイ男性の「特権」とであると批判している (Figure 2 参照)。一連の議論のなかで、「同性愛者はつねに平等の権利を主張するが、『一般人』としての待遇を期待するならば、『一般人』が果たすべき義務の履行を忘れてはならない」として「真の平等」のためにも「同性愛者は兵役に就くべきである」といったリベラルを装った言説が登場し、増殖し始めたのである (「同性戀者免役 不能一體適用」, 1994)。

**非關特權? 同性戀者可不當兵**

軍方立場, 只要體檢合格公立醫院精神科醫師證明, 並經履歷檢實即可免役。

【本報記者林文郎報導】

國防部昨日(廿九日)表示, 凡符合體檢合格, 且經公立醫院精神科醫師證明, 並經履歷檢實即可免役。此項免役規定, 係針對目前服役中, 且經診斷為「同性戀」之官兵。此項免役規定, 係由國防部參謀總長彭孟緝昨日在立法院外交國防委員會報告時提出。

彭孟緝表示, 目前服役中, 且經診斷為「同性戀」之官兵, 其免役規定, 係由國防部參謀總長彭孟緝昨日在立法院外交國防委員會報告時提出。彭孟緝表示, 目前服役中, 且經診斷為「同性戀」之官兵, 其免役規定, 係由國防部參謀總長彭孟緝昨日在立法院外交國防委員會報告時提出。

**同性戀者免役 不公平**

【本報記者林文郎報導】

國防部昨日(廿九日)表示, 凡符合體檢合格, 且經公立醫院精神科醫師證明, 並經履歷檢實即可免役。此項免役規定, 係針對目前服役中, 且經診斷為「同性戀」之官兵。此項免役規定, 係由國防部參謀總長彭孟緝昨日在立法院外交國防委員會報告時提出。

**官兵亦可免役 受特權爭議 不當兵 却得擔自己的玻璃心**

**玻璃心 既期待又怕受傷害**

【本報記者林文郎報導】

國防部昨日(廿九日)表示, 凡符合體檢合格, 且經公立醫院精神科醫師證明, 並經履歷檢實即可免役。此項免役規定, 係針對目前服役中, 且經診斷為「同性戀」之官兵。此項免役規定, 係由國防部參謀總長彭孟緝昨日在立法院外交國防委員會報告時提出。

Figure 2 「同性愛者の兵役逃れは特権か?」 (「非關特權? 同性戀者可不當兵」, 1994)

本稿の冒頭で論じたように、1994年5月には国防部が答弁を発表し、ゲイ男性は「一律に」徴兵制に包摂された。こうして2月1日から盛りあがりをもせた制度への包摂の是非を問う議論も、急速に収束をみせた。

ただし、国防部の答弁を注意深く読むと、徴兵制の従来の方針が「性心理異常」を理由にゲイ男性を排除してきた歴史については明言を避け、その代わりに「同性愛者を […] 兵役を免除すべき身体状態であると判断しない」とする将来的な方針のみが言及されていることに気づく。従来の「排除」方針の是非や責任を曖昧化したかたちで「包摂」が施行されたのである。さらにいえば、立法院の質疑で「人権派」の洪昭男が提起した「公民権」という言葉も答弁のなかで言及されることはなかった。つまりゲイ男性を排除してきた旧来の政策は不問に付され、「公民権」も言及されず、兵役の「義務」のみを命じることによってゲイ男性はなし崩し的に制度に包摂されてしまったといえよう。

国防部の答弁にたいして、当事者たちは抵抗する手段を持たなかった。ある当事者は「私たちが恐れるのは兵役ではなく、二度傷つくことである」と題した記事を寄稿し、ゲイ男性の置かれた困難な状況を訴えた。

ゲイ男性ならみんなが知っていることだが、軍隊のなかでカミングアウトしたら、多くの場合、同僚からの差別や攻撃に遭うか、精神病患者として治療を受けさせられる。また、もし兵役検査の過程で同性愛者であることが明らかになれば、かならず家族に告知され、2年間の追加検査にも通わなければならない。追加検査の過程では折にふれて家族や他人に知られ、仕事や人間関係にも障害がおよぶ。それゆえ私たちゲイ男性がもっとも恐れるのは兵役それじたいではなく、それをとおして傷つくことである（「我們怕二度傷害 不怕當兵」, 1994）。

このような当事者たちの苦悩を置き去りにしてゲイ男性は徴兵制に包摂されてしまった。本稿を結ぶまえに、2月から5月までの一連の議論のなかで、「公民権」の誘惑を明確に拒絶する論陣を張った稀有な言説にも言及しておきたい。1994年に「フェミニズム的性解放運動」を提唱し、2000年代に台湾のクィア・スタディーズを牽引する何春蕤（Ho, Josephine）である（福永, 近刊

a)。何春蕤は「同性愛の兵役拒否は人権問題である」と題した記事を投稿し、「義務」と「公民権」のはざままで切り裂かれていたゲイ男性の境遇を次のように表現した。

兵役制度の公平性を重視するひとにとっては、性的指向を理由とした兵役免除はゲイ男性の特権であると考えられるかもしれない。しかし […] 異性愛中心社会において同性愛者はかつていちども人権を手にしたことがなかった。かれらは、みずからに忠実であろうとして好みを表明すれば、仕事を、教育を、尊厳を、そして愛情さえうしなってしまう。 […] 現実的にゲイ男性は国民としての権利を享受していない以上、国民の義務を果たす必要性などあるはずがない（「同性戀拒服役 人権問題」, 1994）。

ゲイ男性が徴兵制に包摂され、異性愛男性と同様の「義務」を課されてから2ヶ月後には、「兵役逃れ」を支援する当事者運動に取り組んだ祁家威が同性パートナーとの婚姻届けを提出し、戸政署がこれを不受理とした事件が発生している。これをとりあげた記事は次のように報じた（「同性戀者要求准予辦理結婚登記」, 1994）。

昨日、同性愛活動家の祁家威が内政部に抗議をした。いわく、同性愛者は納税および兵役の義務が課される現状があるにもかかわらず、婚姻の権利を享受することができないのは、きわめて不公平である。ところが、内政部の戸政司長によれば、同性間の婚姻は常識はずれで、民法の規定にもそぐわないものである。戸政としては同性婚姻の登記を受理するわけにはいかない、というものであった（強調筆者）。

かくして、同性愛者にも「公民権」を認めるべきであると主張を重ねてきた政府関係者や医療専門家たちは、祁家威が問題化した同性愛者の婚姻制度からの排除にたいしては現在に至るまで無関心を貫いている。

1994年に展開された徴兵制をめぐる議論は、ゲイ男性にも「公民権」が付



与されるべきであるとするリベラルなみかけを装って、兵役の「義務」のみを強制する内容に終始した。結果としてゲイ男性はなし崩し的に徴兵制度に包摂されたが、「公民権」の内実を問う議論は置き去りにされ、当事者運動が勢力を拡大する2000年代まで社会は沈黙をつづけることになる。

## 7 結論

本稿では、台湾の徴兵制をゲイ男性の包摂／排除という観点から論じた。結論部では包摂の要件を中心に本論の議論を整理したい。

ゲイ男性の包摂事例から明らかになったのは、第一に、国家による要請が徴兵制のメンバーシップにおける「健全な男性」の境界変動の重要な要件であったということである。1994年のゲイ男性の包摂は、対中関係における軍事危機意識の急激な高揚という例外状態において実現した政策転換であった。小熊（1998）は、大日本帝国時代から戦後までの沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮の関連政策を「〈日本人〉の境界」変動という点から検討した結果、国民国家は「外部に脅威が存在し、国家資源としてできるだけ多数の人間を動員しなければならない場合に、包摂範囲を拡張する必要がもっとも高まる」と結論づけたが（p. 636）、台湾の事例でも同様の現象がみられたといえるだろう。とはいえ、ゲイ男性は人口的には少数であることから、その包摂には象徴的な意味づけも付与された。つまり国防部による方針転換には、ゲイ男性の包摂だけでなく、同性愛を偽った異性愛男性の「兵役逃れ」を禁止する二重のメッセージが込められたのである。台湾が権威主義社会から民主社会へと急激な価値観の転換を経験する過程で、徴兵制は旧時代の遺物とみなされ、政府は同性愛が「兵役逃れ」の虚偽の理由として異性愛男性に利用されることを強く危惧したのである。

第二の要件として、同性愛の脱病理化を指摘した。1990年代初頭、台湾の精神医学は同性愛をもはや「精神疾病」ではないとし、これが国防部によるゲイ男性の包摂の前提条件となった。第三に、クリントン政権による同性愛者の軍隊への包摂政策の影響も言説レベルで確認された。アメリカは戦後台湾にとって日本に代わる「宗主国」であり、台湾の政治はとりわけ軍事領域においてアメリカ政治の影響を受けずにいらなかったのである（鄭, 2014, p. 234）。

これらにくわえて、国防部が国内のゲイアクティヴィズムの台頭を意識したことも時代状況を考慮すると推測できるが、本稿ではそれを示すいかなる根拠も提示できなかった。むしろ徴兵制への包摂は、**2000**年代における性的少数者を対象とした「人権」政策（福永, 近刊**b**）とはあきらかな断絶がみられた。たしかに国防部は立法院における答弁をつうじて同性愛の脱病理化を宣言したが、答弁では「公民権」のレトリックを巧妙に回避しており、この事実は包摂が「人権」という観点よりは国家の要請を優先した結果であることを雄弁に語っているといえるだろう。

換言すれば、国家の要請に強く規定された包摂範囲の境界変動に、当事者は影響をもたらすアクターになりえなかった。<sup>9</sup> 当事者たちは国防部の方針を受容して兵役に就かざるをえず、かくしてゲイ男性はなし崩し的に徴兵制に包摂されてしまったのである。**1994**年の一連の議論では、政府関係者や医療専門家によって「公民」としての「義務」が強調される一方、同性愛者の「公民権」の内実を問う議論は置き去りにされた。その議論が本格化するの、当事者運動が本格的に展開を始める**2000**年代に入ってからのことである。<sup>10</sup>

以上の結論より明らかになったのは、制度への包摂が持つ支配的な側面であった。であるならば、制度への包摂を「良いこと」とであるとあらかじめ措定するのはでなく、制度のありようや包摂／排除の境界設定をめぐる政治そのものを問うことが私たちに求められているといえるだろう。

## **Author Note**

本稿はJSPS科研費JP16J08328の助成を受けて執筆しました。

## Footnotes

- <sup>1</sup> 「ジェンダー主流化」とは、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された、あらゆる政策にジェンダーの視点を導入するという方針を指し、これは日本を含む東アジアの性政治に少なからぬ影響を与えた。
- <sup>2</sup> 1993年に制定されたDADTは、軍隊が兵士に性的指向を尋ねることを禁止する（Don't Ask）と同時に、同性愛者の兵士のカミングアウトも禁止した（Don't Tell）。オバマ政権における「DADTの撤廃は、1992年のDADT制定過程からすでにその差別的な性格を批判していたLGBT運動の努力が実を結んだ成果として、ひとまず評価できる」が、とはいえDADT撤廃に対する反応も一様ではなかった（高内, 2015, p. 5）。
- <sup>3</sup> 管見のかぎりシンディ・パットンによる英語論文が台湾の徴兵制と同性愛の関係を論じたゆい一つの先行研究であるが、パットンは人権のグローバル化という文脈からこれを論じており（Patton, 2002）、本稿と関心をやや異にする。
- <sup>4</sup> 「位位区分基準」の詳細は以下を参照のこと（台北市政府兵役局, Retrieved May 5, 2015, from <http://service.tcdms.taipei.gov.tw:8000/msbds/pdf/102121201.pdf>）。
- <sup>5</sup> 徴兵制における性別違和を持つトランスジェンダーの処遇については、本稿脚注9を参照のこと。
- <sup>6</sup> 鄭浪平による『1995閏八月：中共による台湾進攻の大予言』は、中国が1995年8月に台湾に進攻することを「予言」した内容の小説であり、94年8月に出版されるや否やベストセラーを記録した（中川, 1998, p. 9）。
- <sup>7</sup> 台湾同志熱線協会で長年勤めるスタッフA（匿名）への聞き取り調査による。聞き取りは2014年9月3日に台北市内にある同協会の事務所内でおこなった。
- <sup>8</sup> 台湾では民進党が政権を奪取した2000年に「代替役」制度が開始された。ヨーロッパのいわゆる「良心的兵役拒否」を参考にしてつくられた制度で、警察や消防や医療機関など、内政部役政署より認可を受けた組織で一定の期間専門訓練を受けることで、兵役に替わるとした制度である。
- <sup>9</sup> 本稿では紙面の制限により執筆をあきらめたが、徴兵制によるゲイ男性の包摂が政治的例外状態における国家の要請に依拠したとする結論は、トランスジェンダーの徴兵制からの排除の事例を検討することで、より明確になる。トランスジェンダーは精神疾患であることを理由に1990年代中葉に徴兵制から排除されたが、トランスジェンダーの「脱病理化」が制度化されつつある現在も、国防部による排除の方針に変更はみられない。対中関係における軍事衝突のリスクが過去の杞憂となり、徴兵制がまもなく制度として終焉を迎えようとしている現在、国家にとって包摂範囲を拡張する

必要性が失われたからである。

- <sup>10</sup> 2000年代をとおして台湾が「LGBTフレンドリー」な国家へと転換を遂げる政治過程にかんしては福永（2015, 近刊b）を参照のこと。

## References

- 福永玄弥. (2015). 「台湾における性的少数者の社会的包摂と排除」. 東京大学大学院総合文化研究科修士学位論文.
- 福永玄弥. (2016a). 「『蔡英文は同性婚を支持します』: LGBT政治からみる台湾総統選挙」. 『シノドス』. Retrieved July 1, 2016, from <http://synodos.jp/international/15953>
- 福永玄弥. (2016b). 「私たちが欲しいのは『理解』か、『人権』か?: 東アジアとLGBTの人権保障」. 『シノドス』. Retrieved July 1, 2016, from <http://synodos.jp/international/16788>
- 福永玄弥. (近刊a). 「台湾におけるフェミニズム的性解放運動の展開: 女性運動の主流化と、逸脱的セクシュアリティ主体の連帯」. In 瀬地山角, (Eds.), 『ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア (仮)』. 東京: 勁草書房.
- 福永玄弥. (近刊b). 「『LGBTフレンドリーな台湾』の誕生」. In 瀬地山角, (Eds.), 『ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア (仮)』. 東京: 勁草書房.
- 松田康博. (2005). 「中台の軍事バランス: 中台の安全保障戦略に与える影響」. 『日本台湾学会報』, 7, 69-89.
- 中川昌郎. (1998). 『中国と台湾 統一交渉か、実務交流か』. 東京: 中央公論社.
- 小熊英二. (1998). 『〈日本人〉の境界: 沖縄・アイヌ・台湾・朝鮮植民地支配から復帰運動まで』. 東京: 新曜社.
- 高内悠貴. (2015). 「『従軍する権利』をめぐるダブルバインド: 1970年代アメリカ合衆国におけるゲイ解放運動とベトナム反戦運動」. 『Gender and Sexuality』, 10, 5-32.
- “For Asia’s Gays, Taiwan Stands Out as Beacon”. (2014, October 29). *The New York Times*. Retrieved July 20, 2016, from [http://www.nytimes.com/2014/10/30/world/asia/taiwan-shines-as-beacon-for-gays-in-asia.html?\\_r=0](http://www.nytimes.com/2014/10/30/world/asia/taiwan-shines-as-beacon-for-gays-in-asia.html?_r=0)
- Patton, Cindy. (2002). “The Globalization of ‘Alterity’ in Emerging Democracies”. In Arnaldo Cruz-Malave and Martin F. Manalansan (Eds.), *Queer Globalizations: Citizenship and the Afterlife of Colonialism*. New York: NYU Press. 195-218.
- 非關特權? 同性戀者可不當兵. (1994, February 1). 聯合晚報, 頁数不明.
- 高穎超. (2006). 「做兵、儀式、男人類」. 國立臺灣大學社會學研究所碩士.
- 開始視同性戀者為正常人. (1994, May 7). 聯合報, p. 11.
- 克林頓欲取消同性戀者兵役禁令其來有自. (1993, February 9). 中國時報, 頁数不明.
- 立法院. (1994). 「立法院第2屆第3會期第4次會議議案關係文書」.

- 林賢修. (2002). 「身不由己の美國經驗」. In 莊慧秋 (Ed.), 『揚起彩虹旗』, 122-130. 台北：心靈工房.
- 零號不必服兵役?. (1994, May 7). 聯合報, p. 3.
- 他們不當啊兵哥 心事有誰知. (1994, May 7). 聯合報, p. 11.
- 同性戀拒服役 人權問題. (1994, February 3). 聯合報, 頁数不明.
- 同性戀者免役 不公平. (1994, February 1). 聯合晚報, 頁数不明.
- 同性戀者免役 不能一體適用. (1994, February 2). 聯合報, 頁数不明.
- 同性戀者想當兵. (1991, February 1). 聯合報, 頁数不明.
- 同性戀者要求准予辦理結婚登記. (1994, July 15). 中國時報, p. 5.
- 我們怕二度傷害 不怕當兵. (1994, May 7). 聯合報, p. 11.
- 役男女兒心將改稱性別不安症. (2014, May 13). 聯合報, p. 2.
- 鄭鴻生. (2014). 「解嚴之前的海外台灣左派初探」. In 賀照田 and 高士明主 (Eds.), 『人間思想』, 1, 230-262. 北京: 金城出版社.



## **Queers Being Included: A Study on Taiwan's Conscription Policy**

**Genya FUKUNAGA**

This paper's objective is to examine Taiwan's conscription policy by looking at the inclusion and exclusion of gay males in and out of the army. The policy has mandated that all male citizens with valid Taiwanese nationality are obliged to enlist in the military service since its first introduction in 1949, but gay males have been long excluded from this policy for the reason of possessing "abnormal psychosexual status". Despite this experience of being excluded from the military discourse, the policy was altered to include gay males in the military service in May, 1994. While, unlike the gay activism which was centered by a claim to "the right to join the army" in the U.S., Taiwanese citizens tilted towards desertion in the trend of democratization. Thus, what is in fact guiding the path to the inclusion of gay males?

First, a national need of replacing exclusive policies with inclusive ones played an important part. Besieged by the crisis of military conflicts with the mainland, the government planned to strengthen its own military capabilities. However, due to the minor proportion of gay male population, this change of policy was also deemed that it was loaded with symbolic significance. In other words, this recognition of homosexuality by the military authority implies a twofold message which not only indicates the inclusion of gay males, but also forbids heterosexual citizens from desertion in the name of homosexuality.

Therefore, I argue that the changing borders between inclusion and exclusion is strongly determined by the need of national politics, and that citizens who were centered to those policies have not become the actors affecting the major trend. In other words, this conclusion sheds lights on the revealing of governing mechanism lurking behind social inclusion in systems.

### **Keywords:**

Taiwan, homosexuality, inclusion/exclusion, civil rights, conscription policy